

津市隣保事業の届出に関する要綱

平成 24 年 3 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項第 11 号に規定する隣保事業の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第 2 条 法第 73 条の規定により読み替えて適用する法第 69 条第 1 項の規定による事業開始の届出は、第二種社会福祉事業開始届（第 1 号様式）によらなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第 3 条 法第 73 条の規定により読み替えて適用する法第 69 条第 2 項の規定による事業の変更及び廃止の届出は、第二種社会福祉事業変更届（第 2 号様式）及び第二種社会福祉事業廃止届（第 3 号様式）によらなければならない。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 二 種 社 会 福 祉 事 業 開 始 届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 団体名

氏 名（代表者）

（印）

電 話

第二種社会福祉事業を開始したので、社会福祉法第 7 3 条の規定により読み替えて適用する同法第 6 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

経営者の名称	
主たる事務所の所在地	
事業の種類	
事業の内容	

（添付書類）

定款その他の基本約款

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 二 種 社 会 福 祉 事 業 変 更 届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 団体名

氏 名（代表者）

⑥

電 話

次の事項について変更したので、社会福祉法第 7 3 条の規定により読み替えて適用する同法第 6 9 条第 2 項の規定により、届け出ます。

施設の名称 及び所在地	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	
変更の理由	

（添付書類）

変更事項を明らかにする書類

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 二 種 社 会 福 祉 事 業 廃 止 届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 団体名

氏 名（代表者）

⑩

電 話

第二種社会福祉事業を廃止したので、社会福祉法第 7 3 条の規定により読み替えて適用する同法第 6 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称 及び所在地	
廃止した理由	
廃止した年月日	

（添付書類）

- 1 施設整備補助金の交付状況を明らかにする書類
- 2 廃止時の財産状況を明らかにする書類